

歧阜北週報

4月 ロータリー雑誌月間

□題 字 国井省二 □会 長 国井 省二

□例 会 毎週水曜 □副会長 服部洋一朗 2009-2010 □会 場 岐阜都ホテル □幹 事 波多野光裕 No.1348

会報委員長 片桐順一郎 10.4.7 発行

前回の記録

第 1347 回例会 3/31 (水) 卓話「これだけは知っておきたい事 業主のポイント」講師:社会保険労 務士 桜井先生 担当:北川・谷田

本日の予定

第 1348 回例会 4/7 (水) 慶祝行事

クラブフォーラム (10) 担当:会報・広報委員会

次回の予定

第 1349 回例会 4/14 (水)

卓話

担当:久世亘•竹村博之

会長挨拶 【国井 省二 会長】

3月の最終日です。明日からは新年度を迎えます。会員の皆様におかれましては新しい年を迎えられ、一年間ご健闘をお祈りしております。 ロータリークラブにおきましては、私どもの

ローダリークラフにおきましては、私ともの 任期も残すところあと3カ月となりました。少 し安心してきたところです。

4月には地区協議会が行われ、新しいRI会長テーマに基づきガバナー方針を説明され、それに基づき岡田会長エレクトにつきましては、次年度の準備に忙しいかと思います。ご健闘をお祈りしております。

また先日の献血例会におきましては、雨の中、 多数の会員のご参加を頂きありがとうございま す。今年はインターアクトクラブにも声をかけ て頂き、顧問の先生はじめインターアクトにも ご参加頂きました。関係委員会の方々にお礼申 し上げます。

若年層の献血離れについて少し話をさせて頂きます。

1985年の献血実績を2008年と比較すると、10・20歳代共に献血者が大幅に減っています。1985年時点での16~19歳(10歳代)は献血者179万人、献血率25%で、20歳代では、献血者260万人、献血率は17.6%でした。しかし2008年度は16~19歳の献血者が1985年の5分の1に、20歳代は半分以下になりました。人通りの多い駅前や繁華街、さらに職場や学校などへの移動採血車の出動を増やしたり、移動採血車の出

挨拶続き

動場所や献血ルーム周辺での呼び込みを強化しています。

以上で会長挨拶とさせて頂きます。

出席報告

会員数:34名 出席数:30/34 出席率:88.24%

欠席者: 4名(出席免除2名 94.12%)

報告

〇幹事報告

ハイチ地震募金を国際 RC より US\$ に変えて、 2,801,236 円を送金します。お礼と報告があり ました。

〇谷田次期幹事より

次年度の各委員長さんは委員会活動計画案を 4 月 21 日までに提出下さい。

〇戎海蘭奨学基金の収支報告

(奨学基金委員会)

3/23 に電話報告を受けました。3 月 25 日博士 号合格できました。4 月 7 日にお礼に伺います。 BOX に収支報告書を入れておきました。お祝い として 10 万を渡しますので、承認下さい。 3月26日(金) IGM活動報告

都ホテル 四川にて

○社会奉仕・環境保全について

年間行事の振り返り

- 1. 長良川清掃:参加が少ない、例会変更で出 席増強を計る。
- 2. 若松学園:伊自良湖キャンプ、バザー、クリスマスについて、結構な活動であり、来期も継続されたい。献血例会で少数の献血であるので、インターアクト若い人の参加協力をお願いしたく。

〇青少年育成委員会

ロータリーカップバレーボール大会 19 回終了注目されていて次回は 20 回となり継続したい。5 年・6 年生大会、4 年生大会と開催されるも、会員の出席が低いので、例会変更とし会員出席をあげたい。

インターアクト:学校顧問先生も協力的である。 大垣で開催された大会に22名、来期は三重で 開催され、輸送方法について検討を要する。遠 隔地なので負担金増で多数参加を計りたい。

= = = = BOX

河村訓陸:

塚原さん卓話していただきありがとうございま した。

北川忠雄:

本日の会員卓話を谷田会員にお願いして。

国井省二:

献血にご協力いただきありがとうございました 郷昇:

本日も宜しく。

早喆

「これだけは知っておきたい事業主のポイント」 講師

社会保険労務士 桜井 収 先生

商工会連合会の相談員で諸問題と取り組み、事例を上げて注意を要する事項など、日頃従業員を使っている皆様にお話し出来る事を光栄に思います。

岐阜県内に労働基準監督署は7箇所あります。 相談窓口が設置されています。監督官は県で1 O名程度。国家公務員であり事務官と職務範囲 が異なり身分的に権限があります。

労使双方での問題は一か月 500 件程度あります。一日で 20 件の相談が寄せられます。

9。一日で 20 件の相談か寄せられまり。 問題点・法令違反が多いのは①賃金関係で40 %・長い時間労働しても残業手当を払ってくれ ない不満②職場での昇任・昇格の不満30% ③職場の解雇20%であります。 法律・法令違反については、監督署に申告すれば 受理されます。情報を元として監督署は動きます。 定期調査と云って事業主に対して、職務手当・残 業手当等の計算方法を明確に計算されているか調 査を進め、改善すべき点があれば指導・または是 正勧告が出されます。

1ヶ月に80時間以上残業があり、倒れたりすると会社責任が問われます。企業責任で労災認定されます。交通事故で強制保険3,000万円と同じように労災で支払ある部分との差額は弁護士を入れて解決。3,000万円相当の事業主への賠償が課せられます。

人を雇うことは、安全配慮が必要。事業主は普段の労働者とコミュニケーションを良くして問題点を出さない工夫が大切と思います。

社内での職務内容・部門替え・期間契約等は区切りして更新が必要。職場内での異動にも、本人が納得していれば良いが、不満があると申告により調査対象とされます。

何事にもルールブックに記して、社長自身が職場内で同じ目線でレベルアップを検証しながら従業員にやる気を出させるよう努力、正規の賃金を支払いできるようにしたいものです。

法治国家に於いては法を守る人が法に保護されている。

次回例会のご案内

第1349回 4月14日(水)

卓話

担当:久世亘·竹村博之

会報・広報委員会 陰田 正男